



軽自動車税の税率変更(平成27年度～)

原動機付自転車、2輪車、小型特殊自動車

車種	種別	税率(年額)	
		平成26年度まで	平成27年度以降
原動機付自転車	総排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー 50cc以下	2,500円	3,700円
軽自動車	軽2輪車 125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
	雪上車	2,400円	3,600円
2輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフト等)	4,700円	5,900円

4輪以上および3輪の軽自動車(新規登録した日で税率が異なります)

車種	種別	税率(年額)		
		①平成27年3月31日までに新規登録(現行税率)	②平成27年4月1日以後に新規登録	③新規登録後13年超 ※平成28年度から適用
軽自動車	4輪乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	4輪乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	4輪貨物 自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	4輪貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	3輪のもの	3,100円	3,900円	4,600円

※新規登録とは、その車両が初めて車両番号の指定を受けることをいいます。
 ※①であっても③に該当する場合は、平成28年度から新税率が適用されます。
 ※中古車を購入された場合も、その車両が新規登録された日が基準となります。
 ※③は電気軽自動車等を除きます。

廃車手続きはお済みですか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有(登録)者に課税されます。
 そのため、4月2日以降に廃車や名義変更をしても、その年度分の税金を納めていただくことになります(月割り課税の制度はありません)。



注意とお願い

- ・車両を廃棄処分するだけでは登録が残ります。速やかに**廃車手続き**をしてください。
- ・知人などに譲渡する場合は、**名義変更**が必要です(手続き漏れの場合は、前所有者に納税通知書が送られます)。
- ・登録時と異なる車両にナンバープレートを付け替えて使用することはできません。
- ・盗難に遭った場合は、警察への盗難届出に加えて廃車手続きが必要です。
- ・手続き等でお困りの方は、相談してください。

《問合せ》 税務課市民税係 ☎21-9045